

令和 7 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 広島市

申告書の提出期限は令和 7 年 1 月 3 1 日(金)です

提出先・問合せ先

広島市役所
財政局税務部固定資産税課
償却資産係（本庁舎 8 階）

〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
電話 （0 8 2）5 0 4 - 2 1 2 7（直通）

- ※ 申告書は、最寄りの市税事務所家屋係・税務室（いずれも広島市の区役所に所在）に提出していただくこともできます。
- ※ 申告に関するお問い合わせは、償却資産係に御連絡ください。
- ※ 広島市ホームページ「令和 7 年度償却資産申告について」も御利用ください。

市HP

ページ番号

2080



【目次】

I	償却資産の申告について	1 ページ
II	償却資産とは	2 ～ 8 ページ
III	償却資産申告書の記載方法	9 ～ 10 ページ
IV	種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法	11 ～ 12 ページ
V	種類別明細書(減少資産用)の記載方法	13 ～ 14 ページ

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

事業（不動産業、製造業、卸小売業、建設業、金融保険業、運輸通信業、サービス業、リース業、その他全ての事業）を営んでいる方で、広島市内に固定資産税の対象となる償却資産（事業用資産）を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を広島市に申告する義務があります。

なお、1月1日（賦課期日）現在、広島市内に償却資産を所有していない方は、広島市に申告する義務はありませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方は、その旨を、電話等により御連絡いただくか、償却資産申告書の「19 該当資産なし」欄に☑を記載の上、提出していただきますようお願いいたします。

- (1) 廃業された方など、令和7年1月1日現在、事業を営んでいない方
- (2) 新たに事業を始めた方などのうち、令和7年1月1日現在、広島市内に償却資産を所有していない方
- (3) 所有していた償却資産を売却・滅失・移動するなどして、令和7年1月1日現在、広島市内に償却資産を所有していない方

2 申告していただく資産及び提出書類

次の区分により、償却資産申告書等を作成し提出してください。

また、記載に当たっては、9ページから14ページまでの記載例を御覧ください。

申告区分	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	① 令和6年1月2日以降に事業を開始又は事業所を開設された方など <u>初めて申告される方</u> ② 電算処理方式（※1）により全資産申告を行われる方	令和7年1月1日現在、所有されている全ての資産	・償却資産申告書（※2） ・種類別明細書（全資産用） 〔1枚目（提出用）を提出してください。〕
増減資産申告	令和6年度の申告をされた方（上記②を除く。）	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した資産	・償却資産申告書（※2） ・種類別明細書（※3）（増加資産用）（減少資産用） 〔1枚目（提出用）を提出してください。〕

※1 1月1日（賦課期日）現在、所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

※2 申告書等の様式は、広島市ホームページ「令和7年度償却資産申告について」からもダウンロードできます。

※3 増減資産申告をされる方で資産の増加又は減少がない場合は、種類別明細書の提出は必要ありません。この場合は、償却資産申告書の「18 資産に増減なし」欄に☑を記載して提出してください。

3 提出期限

令和7年1月31日（金）です。

4 提出先

償却資産申告書は、資産が所在する区ごとに作成して、広島市役所固定資産税課償却資産係に提出してください（最寄りの市税事務所家屋係・税務室に提出していただくこともできます。）。

窓口の混雑緩和のため、郵送での提出に御協力ください。送付先につきましては、表紙を御覧ください。

なお、申告書を郵送で提出される方で受付印を押印した控用の申告書の返送を希望される場合は、控用の申告書と切手を貼った返送用の封筒を同封してください。切手を貼った返送用の封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。